

## 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

## 第一篇 労働争議

## 第一章 争議の大勢

## 第五節 争議の要求事項

敗戦以来深まりつゝあった我国の経済危機は労働者階級の深刻な生活不安をもたらした。すなわち労働者階級は昂騰するインフレーションによる実質賃金の急速な低下と、食糧の遅配とにはさみうちされる一方、産業合理化の強行による失業の不安にもおびやかされていたのであった。近代史上かつてない規模で展開された日本の労働運動も、すべてこのような状態にあった労働者の生活防衛の闘いであったといえよう。それ故運動の初期においてはかゝる生活防衛の闘いは多く経済的ストライキとして行われたが、それは未覚醒分子をよびさまし、運動を一般化して更により高い段階へと誘導したこともみのがすことは出来ない。この時に於いて労働者階級は単なる自己防衛から進んで危機克服の主体者たる自覚をもつと同時に、再建のイニシアティブをとろうとする積極的な意欲をもあらわしはじめたのであった。このような発展の過程を通じて労働運動は、我が国の民主主義革命の主要な一環たる前期的労働関係の払拭、経営の民主化等に大きな役割を果たしてきたのである。我々は以上述べたような労働運動の発展の過程と、今日まで果した役割とを更に具体的に要求事項の分析を通じて明らかにしたい。

便宜上昭和二一年から二二年末迄を四期に区分する。

## 第一期(昭和二一年一月から六月まで)

敗戦直後の労働組合運動は、主として名目賃金の増額、組合承認、団体交渉権の獲得等の極めて単純な初歩的要求がその大部分であったが、昭和二一年一月以降六月までの時期においては、要求も高度化し、経営参加一二二件、人事参与六四件、機構改革四三件、監督者排斥一二四件の多きを数え、経営の民主化に果たした役割は絶大である。

しかし此の期に於て最も大きな比重を占めるのは賃金増額の要求三二二件であり、全要求項目の一九・三%となつている。

又此の時期に於て特に目立つのは、労働時間の短縮一二六件、有給休日の増加一三四件、工場施設福利施設七七件、物資増配々給の公正九四件等、労働条件の改善に関する事項が他の時期にくらべて多いことである。戦時中極端に低劣な労働条件におかれてきた我国の労働者が、労働運動の最初の目標として労働条件の改善を要求したことは当然のことと言わなければならない。

## 第二期(昭和二一年七月より十二月)

第二期においていちじるしいのは、労働協約の締結の要求が多くなっていることである。殊に十月は六一件を数え、全期を通じて最高である。八月に行われた産別結成大会に於いても労働協約に対する産別会議の原則的方針が明らかにされた。この方針に於いては産別単一組合と資本家団体間において締結することが強調され、この決定にそって十月闘争の際は統一団体協約の要求が広く行われた。(詳細について団体協約の項参照)

経営参加、人事参与、機構改革、監督者排斥等の要求は十月以降はその数を減じているのは、九月までで所謂経営の民主化が一応完了したことを示すものである。

此の時期に於いても依然として多数を占めるのは賃金増額の要求である。(全要求項目中の二二・四%)

尚解雇反対、又は解雇者の復職は、第一期に比して増加し一八件を数える。このことは、軍需補償の打切にからむ企業整備問題が現実化し、それを原因にした争議が多くなってきたことに対応している。九月には国鉄、海員が馘首反対の大規模なゼネストを行つたのはその好例である。

十月には賃金算定方法の変更についての要求が一一件を算え、各期を通じて最高である。これは九月の電産争議の際に画期的な賃金体系が生み出され、それが他の労働組合に波及したためである。

尚統計の上では明確にあらわれていないが、此の時期に於いて特に十月闘争の際には労調法の撤廃、五百圓の枠をはずせ、勤労者所得税の撤廃、総合所得税の免税点引上げ等の政治的要求が行われたことを注意しなければならない。このことは経済的な要求自体が政治的解決にまたなければ貫徹され得なかつたことを意味するのである。十二月に提出された全官公庁の共同要求は、十月闘争の時よりも更にこれら政治的要求の比重を高めている。

### 第三期(昭和二二年一月から六月まで)

第三期は統計上顕著な点はみられないが、経営民主化、労働条件の改善に関する要求事項は一般に減少を示しているのに反して、賃金増額一八七件(全要求項目の二四・二%)、飢餓突破資金、越年資金四一件等、生活保障の要求は低下していないのは、労働者の生活不安が一向に解消されていないことをあらわすものである。

### 第四期(昭和二二年七月より十二月まで)

第三期に於て二・一ゼネストの禁止の影響により、やゝ低下していた賃金増額の要求は、第四期になつて再び上向しはじめている。すなわち第四期に於ける賃金増額は二九六件(全要求項目の二七・六%)であり、第三期にくらべて一〇九件の増加となっている。このことは片山内閣の経済緊急対策に於ける新物価体系の一環として策定された所謂一八〇〇ベースによって労働者の賃金は釘づけされているにもかかわらずインフレーションはますます高進すると同時に遅配、欠配がひどくなつた結果、労働者の生活がきゆう乏にひんしたことを反映しているのである。

又第四期に於いては休業又は工場閉鎖反対が三五件、解雇手当の確立又は増加が六五件を算し、それぞれ各期を通じて最高である。このことは、企業再建整備法、集中排除法等の実施による企業整備の進行をものがたるものである。

以上のような分析を通じて、敗戦後の労働運動が、総じて生活権確立の立場にたった経済的要求を主体にしていることが明白に知られるであろう。

次に主な要求事項を産業別に検討しよう。

二一年度に於て労働協約の締結が最も多いのは機械器具工業であり、総数の三六・八%(一〇四件)を占める。つゞいて金属工業三〇件、石炭鉱業二六件、製材・木製品工業二一件が多い。

労働協約の締結を全く要求していない産業は、自動車運送業、船舶運輸業、水産業、教育業である。

経営参加に於ても機械器具工業は五一件で最高である。石炭鉱業の二六件、化学工業の一二件がこれにつづいている。

人事参与、機構改革、監督者排斥等の事項についてみても機械器具工業、石炭鉱業、金属工業、製材及び木製品工業、化学工業等が多数を占め、食料品工業、印刷製本業、土木建築業、自動車運送業、船舶運輸業等の諸産業では殆ど要求されていない。

以上の要求項目は、各産業労働者の意識の高さをはかる標識となるものであり、これらの要求項目について多数を占めるものは、先進層を、少数なものは後進層を構成すると考えられる。以上の事実は次の表によって一層明らかであろう。

(尚昭和二二年度は、二一年度と殆ど同様であるため省略した。)

休業又は工場閉鎖反対、解雇反対又は解雇者の復職、等企業整備と関連した要求事項が多い産業は機械器具工業、金属工業、化学工業、製材及木製品工業等であり、これらの産業に中小企業が多いことに対応している。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---